



Rotary International District 2800 山形西ロータリークラブ会報

会長：東海林 健登 幹事：武田 岳彦

地区目標 中核的価値観のもと、時流対応の時
～奉仕の心の醸成と実践するロータリアン～

クラブテーマ ロータリーの価値を改めて考え、そして楽しむ

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

◆点鐘：東海林健登 会長 ◆ロータリーソング：なし
◆司会：長谷川浩一郎 S.A.A. ◆会場：山形グランドホテル



Yamagata West Rotary

第2921回例会 令和3年9月13日(月)

会長あいさつ

東海林 健登 会長



本日ゲストとしてお越しいただいている佐藤重俊様は、昨年9月7日に設立されました「面会交流支援センターやまがた(虹の会)」の副理事長であります。その団体についてご存じない方がたくさんおられると思いますが、高潔で奉仕の心豊かな皆さまです。

ので、この会はぜひ知っていただきたく、この度お招きした次第でございます。

虹の会は、離婚や別居で離れて暮らす子と親の面会交流を第三者としてサポートする機関です。その構成員として、家庭裁判所の調査官、調停員の経験者、弁護士らで組織されております。離婚となると話し合いがなされることとして、慰謝料、財産分与、未成年者の子どもたちがいれば子どもの親権、養育費、面会交流など、家事調停の場では、調停調書等が作成されるわけです。当事者で話し合いがなされたとおりの面会交流がなされるか、また当事者だけで面会交流を実施することはなかなか難しいと思われま

す。離婚した当事者としては、自分の目の届かないところで子どもが相手方と会うことに恐怖を感じる方もいます。子どもの写真、手紙を相手に送りたくない、と考える方もいらっしゃると思います。そんな方々の子どもの支援として、面会交流に付き添い見守る。面会交流開始時と終了時にお子さんの受け渡しを仲介する。面会交流の日時、場所などを調整する。子どもの写真、手紙などを代理して送付する。などを行なうことを支援することの目的として設立された団体が虹の会であります。

とても有意義な団体なのですが、現在弱点として虹の会を利用するには費用がかかるということがあります。できたばかりの団体ですので、寄付金、補助金、助成金等、十分にあるとは言えない状態のようです。

利用したくても利用できない方々が多くいらっしゃると思います。子どもは普通の家庭では親の愛情を意識せずに当たり前のこととして成長しますが、離婚した親の子どもは、面会交流が途絶えると親の愛情が感じられなくなる子どもたちもいると聞いております。そういう子どもを1人でも多く救うための機関であるということでもあります。

詳細は後ほど佐藤先生からお話があると思います。私のほうからは以上でご挨拶とさせていただきます。

幹事報告

武田 岳彦 幹事

- 次回27日の例会からは、通常のハイブリッド例会になります。ハイブリッド例会というのは、原則、会場に参加をする例会でございます。これまで、Zoom強化例会として都合3回、特別な例会を開催しました。この例会にて、Zoom参加者に対しまして、お弁当相応のグランドホテルのギフト券をお渡しをいたします。次回の例会からは会場参加が原則ですので、この対応はなくなりま
- 先日、秋晴れの下、球風会のゴルフコンペが開催されました。多くの皆さまにご参加をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。成績の発表ならびに景品のお渡しにつきましては、郵送にて皆さまのほうにお渡しするということをご了解をいただきたいと思います。

ニコニコBOX

〈9月6日〉

東海林健登会長 / 「虹の会」佐藤重俊副理事長をお招きして佐藤重俊副理事長をお招き出来たことにニコニコします。

米山奨学委員会 / 米山功労者への感謝

先週受賞されました東海林会長、市村エレクト、飯田元カウンセラーの眠様、今年度早々ご寄付ありがとうございました。来月の米山月間入りの勢みになりました。感謝を込めてニコニコいたします。

球風会

さわやかな秋晴れの下、9月12日日曜日に蔵王カントリークラブにて球風会が行われました。

ナイスショット！
体を動かすのは
気持ち良いですね



優勝：渡辺隆博さん
2位、ベストスコア：伊庭公也さん
3位：三浦達雄さん

ゲスト卓話



面会交流支援と「虹の会」

佐藤 重俊 氏

面会交流センターやまがた 虹の会
副理事長

私は元家庭裁判所調査官でございます。東北地方、それから首都圏の計8カ所の家庭裁判所で調査官という仕事をさせていただきました。定年退職しましてから山形家庭裁判所の調停員として、家庭裁判所に来る方々の紛争解決のお手伝いをさせていただいております。昨年9月7日に虹の会ができて、副理事長に就任させていただきました。

今日は経験をもとに、今日のテーマであります面会交流、それから虹の会ということについて説明させていただきます。

「面会交流とは」これは一般の方々にはなじみがない言葉です。一応定義としては、離れて暮らす親子が定期的・継続的に交流することとなっています。この交流は必ずしも直接会うことではないんです。手紙、メール、電話であるとか、それが全部「交流」を含んでいるのです。

民法の第766条離婚に当たって、面会交流は親の義務、あるいは責任であると考えられます。面会交流をするためには子どもの親という立場で父母が協力しなければならない。次に、面会交流は子どもの心の安定、安心、自信、自尊回復につながるものと言われております。

それでは面会交流の実情はどうかということについて説明させていただきます。父母の離婚に巻き込まれる未成年者は年間約20万人ということ。そしてその数は年々増加傾向にあると言われております。

面会交流はしたけれども、そのあと途中でできなくなったケースもありまして、ある機関が調査したところ、ずっと面会交流がきちんと行われたケースは、3割からせいぜい4割くらいという報告がなされています。やはり難しいですね。離婚のときというのは面会交流だけではなく財産分与の関係、養育費の関係、いろんなことがある。一緒に解決しなければならない。その中で面会交流を子どもの立場に立って、気持ちも尊重しながら考えていくにはとてもとても難しい時代です。

次に面会交流情報2ということで、山形家裁についてご説明をさせていただきます。山形家裁の面会交流調停数は、10年前の約1.5倍です。件数としては年間約90件で推移しています。離婚調停でもこの面会交流はしばしば協議されますので、家庭裁判所の調停の中で面会交流を話し合われる数は相当数ということになります。そこで成立する、話し合いについて面会交流できるようになったというケースは約6割です。

そこで支援団体として虹の会の形につながるわけです。虹の会につきまちは、設立の経緯、それから構成員関係、事業内容、この3点について説明させていただきます。

まず設立の経緯でございますが、家庭裁判所の現場において面会交流がとても難しい、これをなんとかしたいと。面会交流支援団体としては、東北地方では2番目です。

構成員は3種類ございます。自治体の支援活動に携わる正会員、これは元家庭裁判所調査官、元・現家事調停委員、それから児童福祉臨床家。児童相談所の元職員の方とか、児童養護施設の元職員、そういう方々です。それから弁護士さん。いずれにしても家庭問題の知識とか経験を有している専門家です。山形地区だけではなくて庄内、置賜、村山、山形県全域にメンバーを置きまして、合計62名います。それから賛助会員は現在24名おられます。それから協議会、支援現場で協力してくださる、わかりやすく言えば学生ボランティアの方々を指します。



事業内容でございますが、父母だけでは実施できない面会交流を中立的・公平な第3者機関において子どもの立場から支援する。虹の会の面会交流支援事業として、少し細かくお話をさせていただきます。

虹の会の支援活動でございますが、申込み条件は、子どもさんが山形県内に住んでいること。2番目として、家庭裁判所で面会交流について調停中であること。3番目として、弁護士代理人がついていること。4番目として、父母が第3者機関の支援を利用することを合意していること。

契約条件。1番目、面会交流について第3者機関の支援を受けること。2番目、支援の内容と項目に合意していること。3番目、第3者機関のルールやそれに従うことに合意すること。それから利用料の負担があることについて合意していること。

この中で申込み条件の3番目、弁護士代理人がついていること。これは私たちが支援活動をする一番大事なものとして、調停情報がある。この調停情報をきちんとした方に作っていただきたいんです。そのために弁護士代理人の先生方についていただくことがありがたいということ。そして、

それから支援の概要ですね、これは4つほど形がございます。面会交流の場に付き添ってもらって。子どもの受渡しを私たちが間に入って受渡しをする。連絡調整。それから代理送付型。これは、写真、手紙、プレゼントなどを送りたいけれども自分の住所を知られたくないなんていう方の代行支援。

それから山形県の面会交流支援事業については、今年の4月1日から開始されたもので、東北の自治体というより北日本で初めて。行政の面会交流支援事業としては、厚労省が始めたもので、平成24年から私が把握している限り全国で10カ所くらいしかない。東京都、千葉県、北九州市、静岡県・浜松、大きな所だけ。すごくすごく画期的なこと。そして、

最後に、一言だけお話をさせていただきたいと思っております。面会交流というのはとても複雑でデリケートなものなのですが、支援活動にはものすごく気を使います。いろんなところに気を使っていかないときちんとした支援ができないです。ただ、支援中に子どもさんのほんとに輝きにこっとした顔を見ますと、やって良かったなというふうに感じます。面会交流支援事業は、離婚後子どもの心を支え、子どもが安心して生き生きと暮らせる明るい社会を作るには、とても大事なことです。皆さまには今後とも円滑な支援活動ができるよう、よろしくお祈りしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。



	会員総数	出席会員数
本日出席 (9 / 13)	99名	36名 + ズーム参加38名